附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許の申請をしている第一条の規定による改正前の設備規則第五十八条の二の四第一項に規定する無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省令第九十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二の六第二号を次のように改める。

二　地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの

(1)　受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行うものであつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

(2)　四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行うものであつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表二の項中「A三E電波を使用するもの、テレビジョン放送を行うものにあつては二の二の項」を「、A三E電波を使用するもの並びに二の二の項及び六の項(一)」に改め、同表二の二の項中「七七〇MHz」を「七一〇MHz」に改め、同表六の項を次のように改める。

六　次に掲げる送信設備	五〇	五〇
(一)　七六MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を使用する受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）を行う地上基幹放送局の送信設備であつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの		

様式第七号注4の表中「

第2条第1項第68号に掲げる無線設備	TI

」を

												注○21		注○21		注○21
												注○21		注○21		注○21
											○					
											○					
											○					

」

に改める。

第2条第1項第68号に掲げる無線設備	TI
第2条第1項第69号に掲げる無線設備	YU
第2条第1項第70号に掲げる無線設備	YS
第2条第1項第71号に掲げる無線設備	YT